

板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱

(平成25年4月1日区長決定)

(平成31年4月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区内の障がい者福祉施設利用者の自立及び社会参加を推進するため、板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、区内施設等による作業所等経営ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構築し、共同で商品のPRや製品販路、受注先の開拓、共同製品受注、共同製品開発等を行い福祉的就労意欲の向上と工賃アップを図ることを目的とする。

(対象)

第2条 事業に参加することができる障がい者福祉施設（以下「福祉施設」という。）は、区内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設及び地域活動支援センターとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉施設の自主生産品の受注先の開拓及び販路の拡大
- (2) 福祉施設による自主生産品の共同開発
- (3) 企業等からの仕事の共同受注及び共同受注先の開拓
- (4) 自主生産品の販売拠点の運営・活用及び販売実習
- (5) 事業を活性化させるための各種企画・PR・第三者アドバイザーの活用等
- (6) ネットワーク連絡会、講習会、研修会等の開催及び運営
- (7) その他、福祉的就労意欲の向上と工賃アップを図るための事業

(事業の委託)

第4条 区長は、適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等へ委託することにより事業を実施することができる。

(登録等)

第5条 第1条の目的に賛同し、事業に参加しようとする福祉施設の代表者（以下「申請者」という。）は、板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業参加登録申請書（別記第1号様式）を区長へ提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を承認する場合は、板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業登録承認書（別記第2号様式）を、参加を承認しない場合は、板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業登録不承認書（別記第3号様式）を申請者に交付するものとする。

(区の役割)

第6条 区は、事業の実施主体として、受託者（第4条の規定に基づき、区から事業の実施について委託を受けた者をいう。以下同じ。）及び福祉施設と緊密な連携を図り、事業が円滑に実施できるよう関係機関等との連絡調整に努めるものとする。

(登録施設の役割)

第7条 第5条第2項の規定により承認を受けた福祉施設（以下「登録施設」という。）は、第1条の目的を達成するために、事業に協力し、商品開発、販路拡大、情報発信等を意欲的に行うものとする。

(調査及び報告)

第8条 区長は、必要に応じ受託者及び登録施設に対し、事業の実施状況等について調査及び報告を求めることができる。

(遵守事項)

第9条 受託者及び登録施設は、事業の実施及び参加に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 知り得た個人情報等を他に漏らさないこと。
- (2) ネットワークの信用を傷つけないこと。
- (3) ネットワークの取組に支障を来さないこと。

(登録解除)

第10条 区長は登録施設が次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を取り消すことができる。

- (1) 登録施設が、偽りその他の不正の手段により第5条第2項の規定による承認を受けた場合
- (2) 登録施設が、前条各号に掲げる遵守事項に違反した場合

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業参加登録申請書

年 月 日

（宛 先）板 橋 区 長

所 在 地

フ リ ガ ナ

名 称

フ リ ガ ナ

代 表 者

板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱に基づくネットワークに登録を
したく、下記のとおり申請します。また、同要綱第 9 条（遵守事項）を守ることを誓約
します。

フ リ ガ ナ				
管 理 責 任 者				
連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
	E-mail			
施 設 の 種 類				
主な自主生産品や 受注可能な作業				

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業登録承認書

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱第 5 条の規定により、ネットワークに登録する福祉施設として、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記第3号様式（第5条関係）

板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業登録不承認書

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱第5条の規定により、ネットワークに登録する福祉施設として、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不 承 認 理 由